

労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合の

「労災電子化加算」を新設しました

労災レセプト電算処理システムの試験稼働により、平成25年10月から、一部の地域で電子レセプトによる労災診療費の請求が可能となりました。

この電子レセプト請求の利用促進を図るため「労災電子化加算」が新設されました。

青森局管内の医療機関は、全国稼働実施後（平成26年1月末を予定）、オンラインまたは電子媒体で労災診療費を請求すると「労災電子化加算」の算定が可能となります。

請求できる医療機関

- 青森局管内の医療機関 ⇒ **オンライン又は電子媒体**により
労災診療費請求内訳書を請求した場合

加算点数

オンライン又は電子媒体による請求で **1件につき3点加算** できます。
(初診・再診を問わず、電子レセプト1件ごとに加算可能)

加算対象期間

いつから ⇒ **平成26年1月末** (予定)

いつまで ⇒ **平成28年3月診療分**

※「労災電子化加算」の算定期間は平成28年3月診療分までとなる予定です。

請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を利用する前に所定の手続きが必要となるので、ヘルプデスク（裏面参照）又は青森労働局労災補償課までお問い合わせください。

電子レセプトによる 労災診療費請求を開始するにあたって

電子レセプトを利用するには**労災レセプト電算処理システム等への登録**など**所定の手続きが必要**です。


電子レセプト請求の積極的な活用に向けて、厚生労働省HPにシステム処理の概要等について、医療機関、システム処理事業者向けのコンテンツを掲載しています。

また指定医療機関等に対する**電話相談窓口（ヘルプデスク）**を開設しているのは是非ご利用ください。

厚生労働省ホームページへのアクセス

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

政策について>雇用・労働>労災補償>労災レセプト電算処理システム

 **「労災レセプト」で検索**

労災保険指定医療機関等用ヘルプデスク

日により利用時間が異なりますので、ご利用の際はご注意ください。
（毎月1日～4日は開設しておりません。）

電話番号 フリーダイヤル **(0120) 631-660**

利用時間 ① 5～7日、11日、12日 8:00～21:00

② 8～10日 8:00～24:00

※5～12日の間は土日祝日も開設しています。

③ 13～月末まで 9:00～17:00

※土日祝日は開設していません。

お知らせ

青森労働局ホームページにも情報を掲載中です。

<http://aomoriroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>